

## 出産・子育て・介護のための制度の概要(令和7年10月1日時点)

区分	休暇・休業等	取得できる要件	取得単位				取得できる期間・日数等	給与	取得可能な期間(子)									
			1日	半日	時間	分			妊娠	出産	出産	出産	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
特別休暇	<a href="#">不妊治療休暇(出生サポート休暇)</a>	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	○	○			1暦年において5日以内 (体外受精・顕微授精を受ける場合は+5日)	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	<a href="#">不妊治療にかかる特別休暇(私傷病特別休暇)</a>	領収書等により医療機関へ受診したことが確認できる場合(他の私傷病と同じ)	○	○			90日以内	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	1 <a href="#">妊娠中の受診休暇</a>	妊娠中または出産後1年以内の職員が医師等の保健指導または健康診査を受ける場合	○	○	○		～妊娠23週:1回/4週 妊娠24～35週:1回/2週 妊娠36～出産日:1回/週 出産後1年以内:1回	有給	☆	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	2 <a href="#">通勤緩和休暇</a>	妊娠中の職員が劣悪な通勤環境を避ける場合		○	○		1日1時間を超えない範囲	有給	☆	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	3 <a href="#">妊娠障害(つわり)休暇</a>	妊娠中の職員がつわりのため勤務することが著しく困難である場合	○	○			つわりの期間内で14日以内	有給	☆	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	4 <a href="#">産前休暇</a>	出産予定の女性職員が申し出た場合	○				産前8週間以内(多胎妊娠の場合は14週間以内) ※出産日を含む	有給	☆	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	5 <a href="#">産後休暇</a>	女性職員が出産した場合	○				産後8週間以内	有給	☆	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	6 <a href="#">育児時間休暇</a>	3歳に満たない子を養育する職員が授乳等育児を行う場合			45分		当該子が3歳に達する日まで 1日2回、それぞれ45分	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	7 <a href="#">配偶者出産休暇</a>	配偶者の出産に伴う入退院の付き添い等を行う場合	○	○			出産のための入院の日から出産日後2週間の間で3日以内	有給	★	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	8 <a href="#">男性職員育児休暇</a>	配偶者の産前または産後期間に、当該子または小学校就学の始期に達するまでの上の子を養育する場合	○	○			配偶者の産前8週または出産以後1年の期間で5日以内	有給	★	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	9 <a href="#">看護休暇</a>	負傷、疾病にかかった家族の世話、中学校就学の始期に達するまでの子の予防接種・健康診断を受けさせる場合または感染症による学級閉鎖等に伴いその子の世話をを行う場合	○	○			1暦年につき5日(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は最大10日)	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	10 <a href="#">短期介護休暇</a>	要介護者の介護その他の世話をを行う場合	○	○			1暦年につき5日(要介護者が複数の場合は最大10日)	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	
	11 <a href="#">学校等行事休暇</a>	子の在籍する学校等が実施する行事(入学式、卒業式、授業参観、保護者懇談会、運動会、音楽会、家庭訪問、校外活動)であって、当該子に係るものに出席する場合	○	○			1年度につき、子一人につき2日	有給	◎	妊娠前	産	後	1歳	3歳	小学校	中学校	最満月	

## 出産・子育て・介護のための制度の概要(令和7年10月1日時点)

区 分	休暇・休業等	取得できる要件	取得単位				取得できる期間・日数等	給 与	取得可能な期間(子)									
			1 日	半 日	時 間	分			妊 娠	出 産	出 産	出 産	1	3	小 学 校	中 学 校	最 初 の 1 8 3 歳 月 3 1 到 達 日 後	
育 児 休 業	12 <a href="#">育児休業</a>	3歳に満たない子を養育する場合	○				当該子が3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	無給	◎					→				
	13 <a href="#">育児短時間勤務</a>	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合					①3:55×5日/週 ②4:55×5日/週 ③7:45×3日/週 ④7:45×2日 +3:55×1日/週		減額	◎				→				
	14 <a href="#">部分休業</a>	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	○ ②	○ ②	30 分	①	当該子が満6歳に達する日以後最初の3月31日までの間で、 ①第1号:1日2時間を超えない範囲 ②第2号:10日相当/年		減額	◎				→				
その 他	15 <a href="#">時差出勤</a>	勤務時間が8:30～17:15の職員					①7:00～15:45 ②7:30～16:15 ③8:00～16:45 ④9:00～17:45 ⑤9:30～18:15 ⑥10:00～18:45 ※休憩時間はいずれも「正午～13:00」		一	◎	←				→			
	16 <a href="#">深夜勤務の制限</a>	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合。 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	＜深夜勤務＞ 22:00～翌日5:00	—	◎				→					
	17 <a href="#">時間外勤務の免除</a>	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合。 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	—	—	◎				→					
	18 <a href="#">時間外勤務の制限</a>	①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合。 ②配偶者、父母、子等を介護する場合	—	—	—	—	24時間以内/月 150時間以内/年	—	◎				→					
	19 <a href="#">介護休暇</a>	配偶者、父母、子等を介護する場合	○	○ ※1			介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、通算6月まで取得可(3回まで分割可) ※1:4時間以内		減額	◎				→				
	20 <a href="#">介護欠勤</a>	介護休暇の期間である6月を経過してもなお配偶者、父母、子等の介護が必要な場合	○	○			介護休暇の期間に引き続く6月の期間内		減額	◎			→					
	21 <a href="#">介護時間</a>	配偶者、父母、子等を介護する場合				30 分	介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内で、1日2時間を超えない範囲		減額	◎			→					
	22 <a href="#">子育て支援時間</a>	小学校1年生から6年生までの子を養育する場合	○ ②	○ ②	30 分	①	①第1号:1日2時間を超えない範囲 ②第2号:10日相当/年		減額	◎			←→					

※ 「取得できる職員」欄の説明 「◎」男性職員、女性職員とも取得可能 「☆」…女性職員のみ取得可能 「★」…男性職員のみ取得可能